

付 属 資 料  
＜調査関係資料＞



## 2021 年社会保障・人口問題基本調査

# 『結婚と出産に関する全国調査』要綱

## 第 16 回出生動向基本調査

### 【調査目的】

国立社会保障・人口問題研究所は、戦前の 1940（昭和 15）年に夫婦の出生力の実態を明らかにするため、初めて出産力調査を実施した。戦後は 1952（昭和 27）年に第 2 回調査を行って以降、ほぼ 5 年毎に「出産力調査」という名称で定期的実施し、1950 年代の夫婦出生児数の急速な減少や 1970 年代半ばからの出生率低下について、その実態と要因を明らかにしてきた（第 10 回調査からは名称を「出生動向基本調査」と変更）。1982（昭和 57）年に実施された第 8 回調査からは、少子化の進行にともなって結婚動向把握の重要性が増したことから、夫婦調査に加えて独身者の結婚観・家族観などを調べる独身者調査を実施してきている。これら長年にわたる継続調査の結果として、戦後のわが国における出生動向の実態とその要因ならびに背景が明らかにされてきており、その社会的、学術的意義は高く評価されている。とりわけ、現在進行している少子化過程については、当初の晩婚化や近年の夫婦の子どもの産み方の変化など、出生力低下の要因変化をいち早く捉え、その背後にある生活状況や意識変化の姿とともに描き出しており、関連施策や見通しの策定に欠くことのできない資料となっている。

2021（令和 3）年に実施する第 16 回調査においては、大きく変化しつつある結婚ならびに夫婦の子どもの産み方の動向を見極めるとともに、その関連要因と変化メカニズムを究明することが目的である。夫婦調査においては、結婚過程と夫婦出生力の変化進展の実態が把握される。独身者調査では独身者の置かれた生活状況とともに、今後の結婚・出生行動に関わる結婚意欲・家族意識などが把握される。この調査によって新たな世代の結婚・出生行動、意識を詳細かつ正確に把握することは、関連諸施策の立案・策定に必要であるとともに、今後の日本社会を大きく左右する人口減少と人口高齢化の行方を定量的に描き出す上で欠くことができない。

### 【調査の対象および客体】

この調査は、全国に居住する 18 歳以上 55 歳未満の独身の男女、および妻の年齢 55 歳未満の夫婦を母集団とする標本調査である。

調査客体は、2021（令和 3）年度に実施される国民生活基礎調査の調査地区

から無作為抽出された 1,000 調査地区内に居住する妻の年齢 55 歳未満の夫婦（約 9,400 組、回答者は妻）と 18 歳以上 55 歳未満の独身の男女（約 14,000 人）である。

#### 【調査日】

2021（令和 3）年 6 月 30 日

#### 【おもな調査事項】

##### 「夫婦調査」

- 1) 夫婦（およびその両親）の人口学的・社会経済的属性
- 2) 夫婦の結婚過程に関する事項
- 3) 夫婦の妊娠・出産・避妊・不妊に関する事項
- 4) 妻の就業と出産・子育てに関する事項
- 5) 保育環境・保育資源に関する事項
- 6) 妻の結婚・子ども・家族に関する意識

##### 「独身者調査」

- 1) 独身者（および両親）の人口学的・社会経済的属性
- 2) 結婚への意欲・態度およびその背景に関する事項
- 3) パートナーシップに関する事項
- 4) ライフコースに対する考え方
- 5) 結婚・子ども・家族に関する意識

#### 【調査の方法】

この調査は、国立社会保障・人口問題研究所が厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、都道府県（または政令指定都市・中核市・保健所設置市・特別区）および保健所の協力を得て実施する。記入・回収は、配票自計・密封回収方式によって行う。

#### 【調査結果の集計および公表】

国立社会保障・人口問題研究所が行い、2022（令和 4）年 8 月頃に結果概要を公表予定。

2021年社会保障・人口問題基本調査

結婚と出産に関する全国調査  
(第16回出生動向基本調査)

# 調査の手引き

厚生労働省

 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階

電話 (03)3595-2984 内線 4477/4474/4472

<http://www.ipss.go.jp/>

## まえがき

このたび、厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所の「第16回出生動向基本調査－結婚と出産に関する全国調査－」の実施にあたり、皆さまには、調査員としてご協力いただくことになりました。

本調査の結果は、わが国の少子化や家族変容の現状を捉えるとともに、これからの日本社会のあり方や施策を考える上で、かけがえのない資料となるものです。

調査の環境が厳しくなる中、皆さまには多くのご苦勞をおかけすることになりますが、一票一票がよりよい社会を築く礎となることを思い、私たちと共にご尽力をいただければ幸いに存じます。

お忙しい中たいへん恐縮に存じますが、皆さまのご協力を、切にお願い申し上げます。

令和3年 6月

厚生労働省  
国立社会保障・人口問題研究所  
所長 田辺国昭

## 目 次

I	調査の概要	1
1.	調査の目的	1
2.	調査の対象および客体	1
3.	調査日	2
4.	調査票の種類と主な調査事項	2
5.	調査の方法	2
6.	調査の系統	2
7.	調査結果の公表	2
II	調査実施の手順と注意	3
	業務1 調査票配布前の準備作業	3
	(1) 保健所から手渡される書類の確認	3
	(2) 単位区別世帯名簿の作成	3
	(3) 調査関係書類の調査員記入欄への記入	4
	(4) 回収用封筒、郵送提出用封筒を2つ折りにする	4
	業務2 調査対象者の確認と調査票等の配布	5
	(1) 調査世帯を訪問する	5
	(2) 調査対象者の確認を行う	6
	(3) 調査関係書類を配布する	7
	(4) 回収予定日と回収方法の確認を行う	8
	(5) 単位区別世帯名簿へ記入する	8
	業務3 調査票の回収	8
	(1) 調査票を回収する	8
	業務4 調査実施状況の取りまとめ	9
	(1) 調査票回収後の単位区別世帯名簿への記入	9
	(2) 単位区全体の実施状況を記入する	9
	業務5 調査関係資料の保健所への提出	10
	(1) 調査票の整理	10
	(2) 調査関係書類の保健所への提出	10
	【単位区別世帯名簿の記入例（うら面）】	11
	【単位区別世帯名簿の記入例（おもて面）】	12
	調査票の配布・回収時の注意事項	13
	(1) 調査への協力を難色を示す世帯への対応	13
	(2) 不在世帯への対応	13

(3) 特定の質問に回答したくないという対象者への対応	15
(4) マンション（アパート、寮、社宅）等への対応	15
(5) 調査票の内容に関して、調査員のかたが対応できない質問があったときの対応	16
(6) プライバシーの保護について	17
<b>Ⅲ 参考資料</b>	18
参考1 単位区別世帯名簿の調査対象外、調査(回収)不能の理由一覧	18
参考2 学校の分類	19
参考3 「おつとめの状況」の各選択肢についての具体的内容	21
参考4 年齢早見表	22
参考5 質問があった場合の応接の例	23
参考6 調査の活用事例	24
訪問予定メモ	25

# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

出生動向基本調査（旧称、出産力調査）は、初回を戦前の1940(昭和15)年に行い、戦後はほぼ5年おきに実施をしてきました。今年が第16回目に当たります。近年わが国では、家族のあり方や個人の生き方の変化を背景に、出生率が大幅な低下を示し、「少子化」として社会的問題となっていることは周知のとおりです。こうした傾向が今後も続けば、人口減少や人口高齢化が著しく促進されるなど、わが国の社会、経済への影響は測り知れないものがあります。

国立社会保障・人口問題研究所では、かねてよりこうした出生力変動の要因と背景を解明する努力を続けてまいりました。本調査は、日本の人々の結婚の過程ならびに夫婦の子どもの生み方、育て方などに関する科学的データをもたらすものであり、とくに夫婦出生力については、全国的動向と背景を把握するわが国で唯一の調査であることから、その実施には最大限の努力を傾けております。

今回の調査では、これまでの調査から明らかとなった夫婦の子どもの生み方の変化について観察を続けるとともに、その変化の原因を解明したり、あるいは結婚をしていない若者たちの結婚や家族に対する考え方や社会関係の実態について詳細に把握したりすることを目的としています。

調査結果は統計の形で報告書や研究資料としてまとめられ、政府において施策立案等の基礎データとして用いられるほか、自治体等においても同様の目的で活用されます。さらに、本調査から算出された各種の指標は、当研究所が定期的に公表している公的な将来推計人口（全国、地域）および世帯数将来推計（全国、地域）に不可欠のデータとして用いられており、それらの推計は、政府における厚生労働行政をはじめとした広範な分野で重要な役割を果たしております。

以上のように、たいへん重要な役割を担っている調査ですので、できるだけ正確な回答と高い回答率が得られますよう、以下の要領に従って調査の実施にご尽力いただければ幸いです。

## 2. 調査の対象および客体

令和3年国民生活基礎調査の1,106調査区から無作為に1,000調査区を選定し、各地区内にお住まいの以下の条件に該当する独身男女と夫婦が調査対象です。

- (1) 6月30日時点で独身で、18歳以上55歳未満（満54歳以下）の男女  
（昭和41(1966)年7月生まれから平成15(2003)年6月生まれまでのかた）
- (2) 6月30日時点で妻の年齢が55歳未満（満54歳以下）の夫婦  
（6月30日までに結婚生活を始めており、昭和41(1966)年7月以降に生まれた妻のかた）※妻の年齢の下限はありません。

### 3. 調査日

令和3（2021）年6月30日です。

### 4. 調査票の種類と主な調査事項

#### (1) 「独身の方への調査票（緑色）」

独身者の人口学的・社会経済的屬性、結婚意欲、パートナーシップ、ライフコースに対する考え、結婚・子ども・家族に関する意識

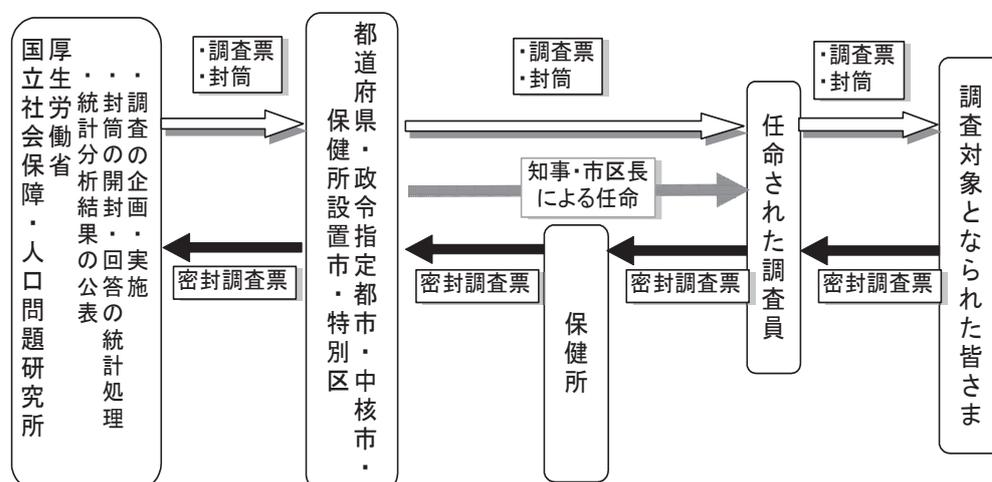
#### (2) 「結婚されている方への調査票（黄色）」

夫婦の人口学的・社会経済的屬性、結婚過程、妊娠・出産・避妊・不妊、妻の就業、子育て環境、結婚・子ども・家族に関する意識

### 5. 調査の方法

調査員が世帯を訪問して、調査対象となる世帯員がいるかどうか確認し、いる場合は調査票を配布していただきます。調査票への記入は調査対象者ご自身にしていただきます。記入済みの調査票は、対象者ご自身が所定の封筒に入れて密封します。調査員は、記入済み調査票の入った密封封筒を回収します。調査票の内容を点検する必要はありませんので、封筒は開封せずに保健所に提出します。

### 6. 調査の系統



### 7. 調査結果の公表

国立社会保障・人口問題研究所において集計を行い、その結果概要や報告書、集計表は、研究所ホームページおよび政府統計の総合窓口（e-Stat）にて、2022（令和4）年8月頃から順次公表予定です。

## II 調査実施の手順と注意

### 【調査員の方にお願ひする業務】

<b>業務1</b>	<b>調査票配布前の準備作業</b>
------------	--------------------

#### (1)保健所から手渡される書類の確認

調査実施に必要な関係書類を保健所から受け取り、不足がないか確認します。

- ① 調査員証 …………… 1部
- ② 調査の手引き …………… 1部
- ③ 国民生活基礎調査の単位区別世帯名簿の写し …………… 1単位区につき1部
- ④ 本調査の単位区別世帯名簿（未記入） …………… 1単位区につき1部
- ⑤ 単位区要図の写し …………… 1単位区につき1部
- ⑥ 調査ご協力のお願ひ …………… 担当地区に応じた部数
- ⑦ 調査票（独身の方への調査票）（緑色） …………… 同上
- ⑧ 調査票（結婚されている方への調査票）（黄色） …………… 同上
- ⑨ 密封回収用封筒（独身の方への調査票）（緑色） …………… 同上
- ⑩ 密封回収用封筒（結婚されている方への調査票）（黄色） …………… 同上
- ⑪ 連絡メモ …………… 担当地区の世帯数に応じた部数
- ⑫ 連絡メモ用封筒（茶色） …………… 同上
- ⑬ 調査対象者への謝礼品 …………… 担当地区に応じた個数
- ⑭ 郵送提出用封筒（茶色） …………… 担当地区に応じた部数
- ⑮ 郵送提出のお願ひ …………… 同上
- ⑯ 調査関係資料配布用封筒（オレンジ色） …………… 担当地区に応じた部数
- ⑰ マンション管理組合用パンフレット …………… 1調査区につき3部
- ⑱ ポスター …………… 1調査区につき3部
- ⑲ 調査関係書類携行袋 …………… 1部

#### (2)単位区別世帯名簿の作成

- ①保健所から受け取った「単位区別世帯名簿の写し（令和3(2021)年国民生活基礎調査（世帯票）の名簿の写し）」から、すでに記入済みの(1)世帯番号、(2)世帯主氏名、(3)世帯員数、(4)まかない付きの寮等の欄を切り取り、第16回出生動向基本調査の「単位区別世帯名簿」の同欄に、そのまま貼りつけてください。  
手書きで転記してもかまいませんが、世帯番号がずれないように、国民生活基礎

調査実施時に調査対象外になった世帯を含めてそのまま転記してください。

⇒11 ページ参照

②「単位区別世帯名簿」のおもて・うらの両面にある「地区番号・単位区番号」欄に担当地区の番号を記入します。そして、おもて面にある「調査地（都道府県・市区町村名）」、「保健所名」、「調査員氏名」の各欄に必要な事項を記入します。

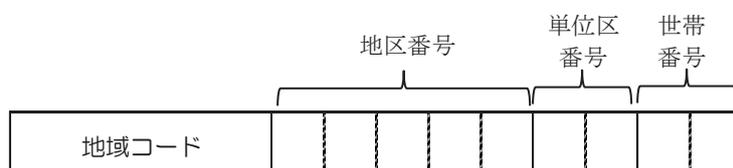
⇒11・12 ページ参照

③ひとつの単位区の世帯数が30世帯を超える場合は「単位区別世帯名簿」が複数必要になります。貼り付け（または転記）後、名簿おもて面にある「（ ）枚のうち（ ）枚目」の欄も記入してください。

### (3)調査関係書類の調査員記入欄への記入

①保健所から受け取った独身者調査票とその密封回収用封筒（緑色）、夫婦調査票とその密封回収用封筒（黄色）、郵送提出用封筒（茶色）、調査関係資料配布用封筒（オレンジ色）の調査員記入欄にもれなく記入します。「地域コード」欄は最初の7桁（地区番号(5桁)+単位区番号(2桁)）を記入します。最後の2桁（世帯番号）は、調査票配布時に世帯名簿を参照して記入します。

※地域コードは非常に重要な情報ですので、必ず世帯への配布前に地区番号、単位区番号をもれなく記入しておきます。



②「調査ご協力をお願い」「連絡メモ」「連絡メモ用封筒」「マンション管理組合用パンフレット」「郵送提出のお願い」「ポスター」「調査関係資料配布用封筒」の「お問い合わせ先」に保健所名とその連絡先が記入されているか確認し、未記入の場合は記入してください。

### (4)回収用封筒、郵送提出用封筒を2つ折りにする

回収用封筒（緑色・黄色）と郵送提出用封筒（茶色）は、調査関係資料配布用封筒（オレンジ色）に入れやすいように、二つ折りにしておきます。

### (1)調査世帯を訪問する

保健所から受領した調査関係書類（⇒3ページ参照）を調査関係書類携行袋に入れ、「単位区別世帯名簿」「単位区要図」にもとづいて、調査地区の世帯を訪問します。国民生活基礎調査で調査協力が得られなかった世帯についても、訪問していただきますようお願いいたします。

（訪問時の注意点）

- ・国民生活基礎調査後に、転入等により「単位区別世帯名簿」や「単位区要図」に記載されていない世帯があった場合は、その世帯も訪問し、「単位区別世帯名簿」の最後（空いている欄）に追加記載します。転入世帯については、備考欄に「転入」と記入してください。⇒11ページ参照
  - ・国民生活基礎調査後に転居した世帯や、長期不在となった世帯があった場合は、調査対象外とし、「単位区別世帯名簿」の該当世帯欄に二重線を引いてください。⇒11ページ参照
  - ・国民生活基礎調査で調査対象外となった世帯（単位区別世帯名簿で最初から二重線が引かれている世帯）は、転居か長期不在が理由です。このうち、転居理由の世帯については、新しい世帯が転入していないか確認してください。転入が判明した場合は訪問し、「単位区別世帯名簿」の最後（空いている欄）に追加記載して、備考欄に「転入」と記入してください。⇒11ページ参照
  - ・国民生活基礎調査で一時不在・面接不能となった世帯や、世帯主氏名に一本線の抹消線が引かれている世帯（回収不能、拒否、外国人、その他）は、必ず再度訪問し、本調査へのご協力をお願いしてください。
  - ・留守の世帯については、「連絡メモ」の活用により、円滑に配布を進めていただきますようお願いいたします。できるだけ回収率を高めるよう、不在世帯にはできる限り再訪問していただくなど、格別のご尽力をお願いいたします。なお、「連絡メモ」は、個人情報保護のため、「連絡メモ用封筒」に入れて世帯の郵便受け等に残すようにしてください。
- 調査実施にあたっては、巻末の「訪問予定メモ」をご活用ください。
  - 3回訪問しても一度も面接ができなかった世帯は、担当地区内の配布・回収の目処がついた段階で、可能な範囲で郵送回収に切替えます。⇒14ページ参照

## (2)調査対象者の確認を行う

世帯を訪問したら、まず、調査員証を提示して自己紹介と訪問理由の説明を行います。この際、感染予防のため直接対面してのご説明が適切でない場合は、非接触とするために玄関やインターホン越しでのご説明でもかまいません。

次に、調査対象者の確認を行います。**この調査で対象となるのは、独身者、夫婦それぞれについて、次のA、Bの条件の両方を満たす方々**です。世帯を訪問したら、各世帯にこれらの条件を満たす独身者や夫婦がいるかどうかを確認し、いる場合には、独身者が何人いるか、夫婦が何組いるかを確認してください。**年齢・配偶関係とも、調査日である6月30日時点の状況**で判断してください。

### 独身者調査の対象者

- A. 6月30日時点で、独身（離別、死別を含む）であると調査対象者みずからが認めている場合（婚姻届け出の有無や訪問時の同別居について別途確認する必要はありません）
- B. 6月30日時点で、18歳以上（18歳を含む）55歳未満（満54歳以下）である場合（昭和41（1966）年7月生まれ～平成15（2003）年6月生まれ）

### 夫婦調査の対象者

- A. 6月30日時点で、夫婦である（結婚している状態である）と調査対象者みずからが認めている場合（婚姻届け出の有無や訪問時の同別居について別途確認する必要はありません）
- B. 6月30日時点で、妻の年齢が55歳未満（満54歳以下）である場合（昭和41（1966）年7月生まれ～）

※夫の年齢は何歳でもかまいません。また、妻の年齢に下限はありません。

- 年齢確認の際は、「参考4 年齢早見表」をご活用ください。 ⇒22 ページ

## 【調査対象者かどうかの確認におけるその他の注意事項】

### ① 調査対象者が外国人の場合

この調査では、調査対象者の国籍は問いません。対象者が日本人でない場合も配布してください。ただし、対象者が日本語の理解に困難があり、調査票への回答は難しいと判断した場合は配布せず、単位区別世帯名簿の(10)又は(15)欄に「⑧」（外国人のため調査不能）と記入してください。 ⇒11 ページ参照

### ② 調査対象者が『21世紀出生児縦断調査』または『21世紀成年者縦断調査』の調査対象者である場合（調査重複）

調査対象者が、厚生労働省が2001年から実施している『21世紀出生児縦断調査』または『21世紀成年者縦断調査』の調査対象者であるとおっしゃる場合には、

調査票を配布しません（回答負担の軽減措置です）。

この理由により本調査の調査対象外となる場合には、単位別世帯名簿の(10)又は(15)欄に「③」（調査重複）と記入してください。

⇒11 ページ参照

### ③夫婦のうち妻または夫のみ居住している場合

夫婦であると自己申告されているケースで、調査票の配布・回収の全期間にわたって夫不在で妻のみが対象世帯に住んでいる場合は、結婚されている方への調査票を配布してください。

逆に、調査全期間にわたって妻不在で夫のみが対象世帯に住んでおり、妻本人が調査票に回答できない場合は、調査票は配布しません（夫婦票は妻が記入することとなっているため）。

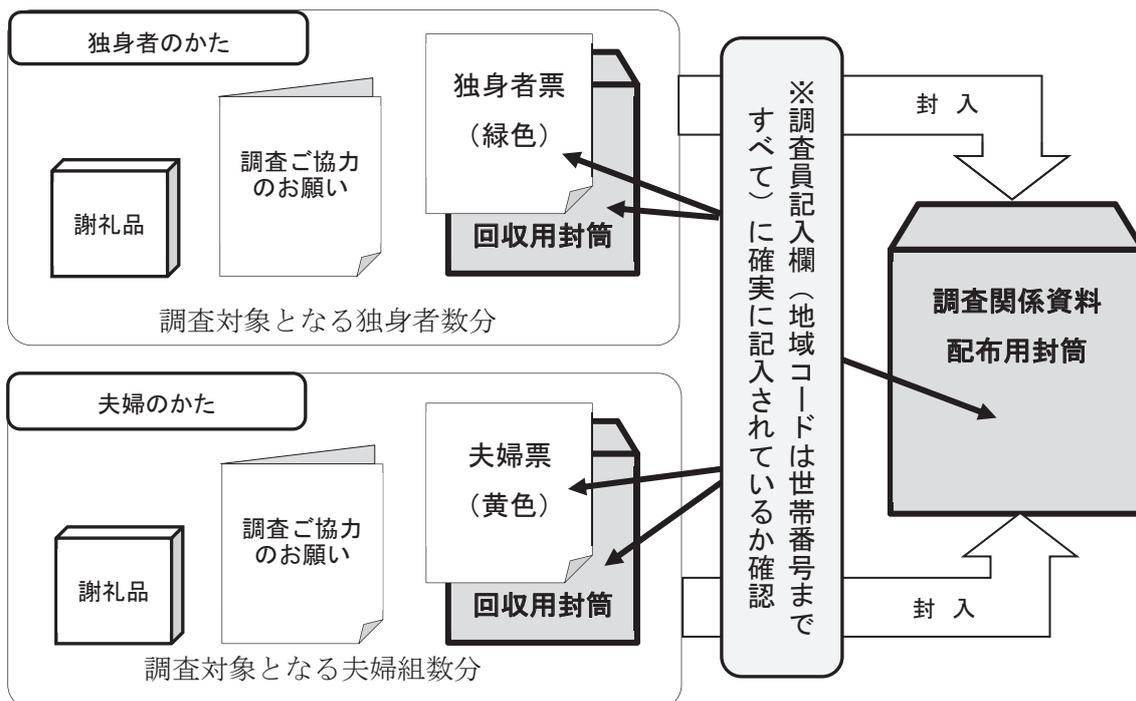
この理由により本調査の調査対象外となる場合には、単位別世帯名簿の(10)又は(15)欄に「④」（夫のみ）と記入してください。

⇒11 ページ参照

## (3)調査関係書類を配布する

調査対象者のいる世帯に、調査の趣旨を丁寧にご説明して、協力していただけるようお願いしてください。本調査は統計目的以外には使用しないこと、統計法の規定で公益性のある統計作成以外には調査結果を利用することはできないこと、プライバシーは厳重に保護されることも、一通りご説明ください。

そのうえで、以下の通り調査関係書類をお渡しします。このとき、**調査票と密封回収用封筒の地域コード欄に世帯番号(最後の2桁)を必ず記入するとともに、調査員記入欄にもれなく必要事項が記入されているか確認**します。



#### (4)回収予定日と回収方法の確認を行う

調査票の回収予定日を調査対象者に知らせ、調査対象者の都合がつかない場合には、回収方法を打ち合わせていただくようお願いいたします。**回答が終わった調査票は、調査対象者ご自身が回収用封筒に入れ、シールをはがして密封するよう**にお願いしてください。

- 回収に関して、調査対象者から、郵送ならば回答に協力する等、郵送提出に強いご希望があった場合には、郵送回収に切替えます。

⇒13 ページ参照

#### (5)単位別世帯名簿へ記入する

(2)で確認した、調査対象となる独身者数または夫婦組数を「単位別世帯名簿」の(6)、(11)欄（独身者数、夫婦組数）に記入します。**対象となる独身者または夫婦がいない場合は、空欄にせず、必ず0（ゼロ）を記入**してください。

対象となる独身者／夫婦がいた世帯については、(7)・(12)欄（配布数）に、調査票の配布数を記入してください。

※対象者がいる世帯の人に会えたが、配布できなかった場合は、配布数0（ゼロ）と記入し、(10)又は(15)欄に調査不能の理由番号を記入します。

⇒18 ページ参照

※3回訪問しても世帯の人に会えなかった（面接不能）の場合は、(5)欄に訪問回数を記入し、(10)および(15)欄に「⑤」または「⑥」の該当する番号を記入します。

### 業務3 調査票の回収

#### (1)調査票を回収する

回収予定日に、再び調査対象世帯を訪ねて調査票を回収してください。

本調査のような無作為抽出調査は小さな標本規模に基づいて全国の動向を把握しようとするものですから、回収率の高さが決め手になります。一度で回収できなかった場合は、再訪問していただき、できるだけ回収率を高めるようご協力をお願いします。

なお、感染予防のため手渡しでの回収が適切でない場合は、世帯の郵便受け等を介した回収も一つの手段となります。ただし、この場合は、第三者による持ち

去りを防止するため、「インターホン越しに在宅を確認して、その場で郵便受け等に入れていただいて回収する」という方法に限り行っていただきますようお願いいたします。

- 3回訪問しても不在等で回収ができなかった場合は、郵送回収に切替えます。

⇒13 ページ参照

## 業務4 調査実施状況の取りまとめ

### (1)調査票回収後の単位区別世帯名簿への記入

⇒11 ページ参照

- ①単位区内のすべての調査票が回収されましたら、単位区別世帯名簿の(5)欄に訪問回数、(8)または(13)欄に回収数を記入してください。
- ②不在等で回収できず、郵送回収に切替えた場合は、回収数の欄には数字を記入せず、(10)又は(15)欄に「⑦」(回収不能)を記入し、(9)又は(14)欄(郵送切替)に必ず「○」をつけてください。
- ③対象者のご希望により郵送回収に切替えた場合は、回収数の欄には数字を記入せず、(10)又は(15)欄に「⑩」(郵送提出を希望)を記入し、(9)又は(14)欄(郵送切替)に必ず「○」をつけてください。
- ④面接不能世帯のうち、調査関係資料をポストイングした世帯については、回収数の欄には数字を記入せず、(10)又は(15)欄に「⑥」(面接不能)を記入し、(9)又は(14)欄(郵送切替)に必ず「○」をつけてください。ポストイングしなかった世帯は、(10)又は(15)欄に「⑥」を記入するだけで、郵送切替欄に○はつけません。
- ④最後に、世帯名簿の最下行に、各事項の合計数をご記入ください。

### (2)単位区全体の実施状況を記入する

単位区別世帯名簿のおもて面下部の「単位区全体の実施状況」欄に最終的な回収状況を記入します。 ⇒12 ページ参照

その際、裏面の世帯名簿で(8)または(13)欄の合計回収数に記載した数と、実際に回収した密封封筒の数が一致することを確認してください。

なお、単位区別世帯名簿が複数枚ある場合(単位区内の世帯数が31世帯以上ある場合)は、左上をホッチキスで留めて、まとめてください。

※調査票の回答状況を点検していただく必要はありませんので、回収した封筒は開封せず、密封のまま保健所に提出してください。封がされていない状態で回収してしまった封筒があった場合は、その中に調査票が入っていることを確認してから、調査員の方が密封をしてください。

<b>業務5</b>	<b>調査関係資料の保健所への提出</b>
------------	-----------------------

### (1)調査票の整理

密封された回収用封筒に入った調査票を、独身者票（緑色の封筒）、夫婦票（黄色の封筒）のそれぞれについて、単位区番号ごとに世帯番号の小さい順に並べてまとめます。

### (2)調査関係書類の保健所への提出

「単位区別世帯名簿」、「単位区要図」の写し、および密封された回収用封筒に入った「調査票」は、所定の期日までに、一括して保健所に提出してください。

同時に、調査員証、調査員証用ケース、調査票等携行袋、使用しなかった調査関係書類は、保健所に返納してください。

# 【単位別世帯名簿の記入例(うら面)】

第16回出生動向基本調査 単位別世帯名簿

地区番号	1 3 0 0 9	単位区番号	0 1
------	-----------	-------	-----

「(10)/(15) 欄」に、調査対象外は①～④、調査(回収)不能は⑤～⑩の番号を記入します。  
 調査対象外…①転居、②長期不在(おおむね3ヶ月以上)・死亡、③調査重複、④夫のみ  
 調査(回収)不能…⑤一時不在、⑥面接不能、⑦回収不能、⑧外国人のため調査不能、⑨拒否、  
 ⑩郵送提出を希望、⑪その他

(1) 世帯 番号	(2) 世帯主氏名	(3) 世帯員数 (人)	(4) まかない 付きの 寮 等	(5) 訪問回数 (回)	【18～55歳未満の独身者】					【妻が55歳未満の夫婦】					(16) 備 考	
					(6) 対象 独身 者数	(7) 配布数	(8) 回収数	(9) 郵送 切替 ※	(10) 調査対象外、 調査(回収) 不能の理由	(11) 対象 夫婦 組数	(12) 配布数	(13) 回収数	(14) 郵送 切替 ※	(15) 調査対象外、 調査(回収) 不能の理由		
記入例	社人 研子	1		3	1	1		○	⑦	0					「(10)/(15)欄」が「(7)、(10)」の場合、及び「(11)/(14)欄」が「(9)/(14)欄」に「○」を記入した場合、	
01	河田 一郎	4		2	1	1	1			0					⑥のうちポスト	
02	春日 武雄	5		1	1	0			③	1	1	1			調査重複	
03	柳町 四朗	3		2	1	1	1			1	0			⑨	夫婦のみ拒否	
04	神楽 実	3		3	1	1	1			1	1	1				
05	四谷 美奈子	1		0	0	0	0			0						
06	目黒 清	7		0	0	0	0			1	1	1				
07	<del>三田 洋子</del>	<del>2</del>							①						①	転居
08	神保	4		3					⑥						⑥	面接不能
09	田中 昌平	1		1	0					0						
10	坂上 浩志	4		2	2	2	1	○	⑦	1	1	1				独身1票回収不能⇒郵送切替
11	ジョン・テラー	3		1	1	0			⑧	1	0				⑧	外国人のため調査不能
12	岡本 雅俊	2		1	0					0						
13	伊藤 ひろみ	1	○	3	1	1	1			0						
14	石田 博行	6		2	2	2	2			1	1	1				
15	山田 秀樹	4		1	0					1	0				④	夫のみ
16	宮本 孝敏	5		2	2	2	2			1	1	1				
17	藤崎 雄一	2		1	0					0						
18	<del>梁瀬 則和</del>	<del>3</del>		5	1	1	0	○	⑦	1	1	0	○	⑦	⑦	回収不能
19	<del>加藤 慶子</del>	<del>1</del>		1					②						②	長期不在
20	西田 京子	4		3	1	1	1			1	1	1				転入
21																
合計					1	40	16	14	12	2	11	8	7	1		

国民生活基礎調査(世帯票)の「単位別世帯名簿」の写しを貼り付ける

最初から二重線が引かれている世帯(国民生活基礎調査で調査対象外となった世帯)は、新しい世帯が転居してきていないか確認し、いることが判明した場合は、名簿の一番後ろの空欄に記入してください。

再訪問しても回収できない場合は、郵送切替欄に○をして調査書類を郵便受けに投函してください。

最初から一重線が引かれている世帯も、再度訪問して調査へのご協力をお願いしてください。

転入世帯があった場合は、名簿の空欄に書き加え、備考欄に「転入」と記入してください。

※ 郵送回収に切替えるのは、郵送提出したいと希望した対象者、回収不能の対象者、及び調査関係資料の残部がありポストインできた面接不能世帯です。

【破線内の記入は例であり、実際には記入不要です】  
 記入例のため、調査対象外・調査(回収)不能の理由を記載していますが、実際は、(10)又は(15)欄に該当する番号を記入するだけで結構です。備考欄は、該当番号がない場合に理由を記入したり、アパート・寮などの名称、管理員の有無の状況など、調査を進めるうえで参考となる事柄を記入したりする際にお使いください。  
 新たに、①転居又は②長期不在と判明した世帯は、(2)世帯主氏名欄に二重抹消線を引きます。

## 【単位区別世帯名簿の記入例(おもて面)】

2021年社会保障・人口問題基本調査  
結婚と出産に関する全国調査（第16回出生動向基本調査）  
単位区別世帯名簿

◎黒のボールペンで記入してください。

地区番号	1	3	0	0	9	単位区番号	0	1
------	---	---	---	---	---	-------	---	---

( ) 枚のうち ( ) 枚目

東京  都道府県      市郡    千代田  区町村  
 保健所名    千代田保健所      調査員氏名    社人 研太郎

### 【記入の際の注意点】

- 1 「(1)、(2)、(3)、(4)」欄は、「令和2年国民生活基礎調査・世帯票」の「単位区別世帯名簿」から記入済みの内容を複写して貼り付けること（転記しても可）。
- 2 「(5)」欄は、調査票配布時からの世帯への訪問回数を記入すること。
- 3 「(6)」欄の18～55歳未満の独身者数、「(11)」欄の妻が55歳未満の夫婦組数は、その世帯に該当者がいない場合、必ず「0(ゼロ)」を記入すること。
- 4 「(9)」及び「(14)」欄は、回収不能の場合や、郵送提出の希望申し出により郵送回収へ切替えた場合、さらに面接不能世帯のうち調査関係資料をポストインして郵送回収へ切替えた場合に、○印を記入すること。
- 5 「(10)」及び「(15)」欄は、調査対象外、調査(回収)不能となった世帯について、その理由を該当する番号で記入すること。該当番号がない理由が判明した場合は、備考欄にその理由を具体的に記入すること。
- 6 「(16)」の備考欄は、上記5のような特殊理由の記載のほか、アパート・寮などの名称、管理員の有無等の状況など、調査を進めるうえで参考となる事柄がある場合に使用すること。

＜単位区全体の実施状況＞ ※ この単位区のすべての調査票を回収したあとに記入

	独身者票	夫婦票
単位区内の世帯数	( 20 ) 世帯	
調査対象独身者数／夫婦組数	16 人	11 組
調査票配布数 <sup>※1</sup>	14 部	8 部
調査票回収数 <sup>※2</sup>	12 部	7 部
郵送に切替えた調査票数	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有→ 2 世帯	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有→ 1 世帯

※1 対象者数を確認して渡した調査票の枚数を記入すること。面接不能世帯への配布分はカウントしない。

※2 実際に調査票を回収した夫婦や独身者の調査票の部数を記入すること（郵送切替分はカウントしない）。

備考

## 調査票の配布・回収時の注意事項

### (1) 調査への協力を難色を示す世帯への対応

調査に当たっては、さまざまな誤解から、はじめは調査協力への理解を得られにくいことがあるかもしれません。このような場合は、世帯の人の話をよく聞くなどして問題点を整理し、説得に努めます。

どうしても理解が得られない場合は、この手引の裏表紙「連絡先」に連絡し状況を説明して、保健所からの指示を受けます。その後、保健所からの指示に従い、再依頼・配布・回収等を行います。

#### 【郵送による提出なら協力すると言われたとき】

調査票配布のために世帯を訪問した際に、感染予防の観点から調査員との接触を減らしたい、郵送で提出できるなら協力するなどの申し出が強くあった場合は、郵送を希望した対象者数と同数の「郵送提出のお願い」と「郵送提出用封筒」をその場でお渡ししてください。

このとき、単位別世帯名簿の(9)または(14)の「**郵送切替**」欄に必ず「○」を記入し、(10)または(15)の理由欄に「⑩」（郵送提出を希望）を記入してください。

### (2) 不在世帯への対応

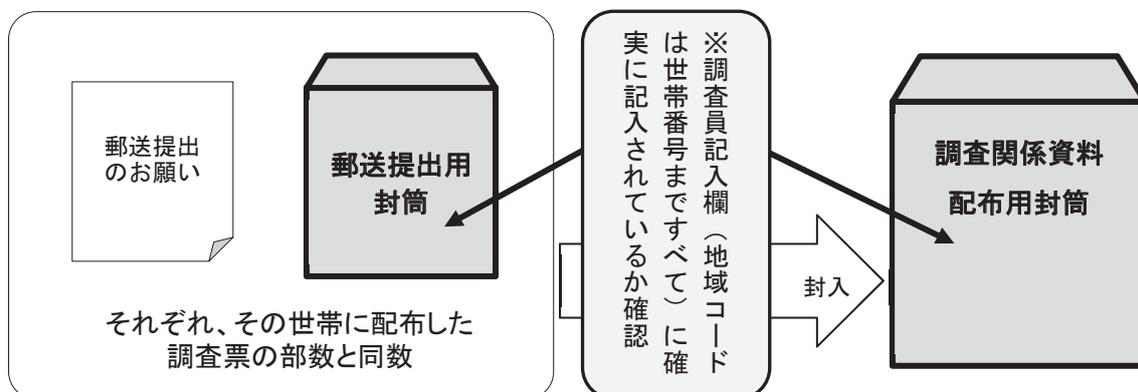
調査票配布・回収時に不在の世帯があった場合、「連絡メモ」を用いたり、訪問時間帯を変えたりして再訪問し、世帯の人に直接会って調査するようにしてください。「連絡メモ」には、再訪問予定日時のほか、世帯の人に伝えておきたい事柄などのメモを書き添え、「連絡メモ用封筒」に入れて世帯の郵便受け等に残すようにしてください。

#### 【3回訪問しても調査票を回収できなかったとき】

世帯の人に会って調査票の配布したあと、3回訪問しても不在等で回答済み調査票を回収できなかった場合は、郵送回収へ切替え、次ページに示した調査関係書類を世帯の郵便受け等に投函します。

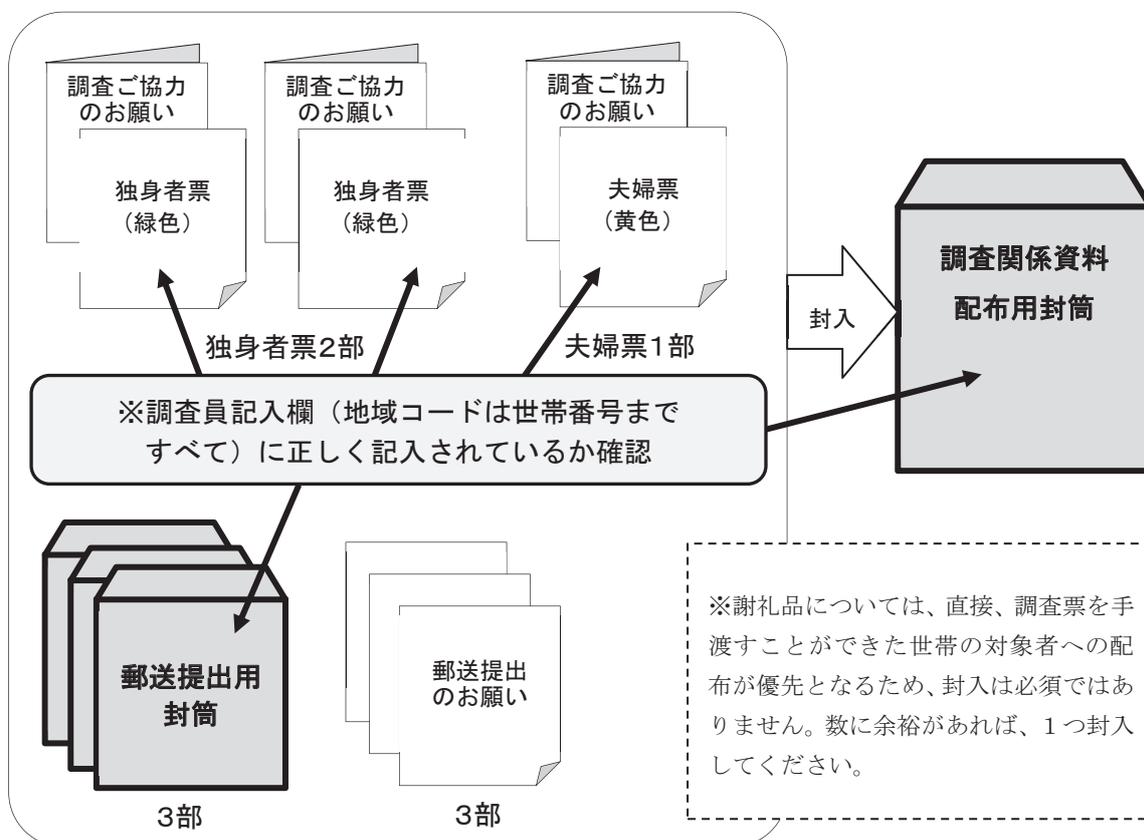
このとき、単位別世帯名簿の(9)または(14)の「**郵送切替**」欄に必ず「○」を記入し、(10)または(15)の理由欄に「⑦」（回収不能）を記入してください。

<3回訪問しても調査票を回収できなかったときの追加配布書類>



【3回訪問しても世帯の人に会えなかったとき(面接不能世帯)】

連絡メモを用いたり、訪問する時間帯を変えたりして3回訪問しても世帯の人に会えなかった「面接不能」の世帯については、他の面接できた世帯への配布・回収に目処がついた段階で、調査票等の残部があれば『調査関係資料配布用封筒』に以下のものを入れて、世帯の郵便受け等に配布（ポストイング）します。残部が少なく、すべての面接不能世帯に配布できない場合は、住宅等の状況から対象者がいる可能性が高そうな世帯に優先してポストイングをしてください。



### (3)特定の質問に回答したくないという対象者への対応

本来、すべての質問項目について答えていただくのが理想ですが、「答えたくない質問がある」という方には、答えられる一部の質問項目だけでも回答していただくようご説明ください（23ページの「応接の例」もご参照ください。）

どうしても理解を得られない場合は、この手引きの裏表紙「連絡先」に連絡して状況を説明し、保健所からの指示を受けます。

### (4)マンション(アパート、寮、社宅)等への対応

#### 【調査票の配布時】

- ① まず、管理員（管理者）等の有無を確認します。
- ② 管理員（管理者）等をおいているマンション等の場合
  - ア)『結婚と出産に関する全国調査（第16回出生動向基本調査）のお知らせ（マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ）』を配布して調査の趣旨を説明し、入居世帯に調査関係書類の配布や調査票の回収を行うので、度々訪問することへの理解を求めます。また、『第16回出生動向基本調査ポスター』の掲示も依頼します。
  - イ) 管理員等への説明後、各戸（居住者）を訪問します。
  - ウ) 管理員等と会えなかった場合は、管理員室などに調査に伺った旨のメモを残し、訪問時間帯や日にちを変えたりして再訪問します。
- ③ 管理員（管理者）等をおいていない場合  
マンション等の管理組合の代表者や管理会社へ、調査に伺うことを伝えた上で、各戸（居住者）を訪問します。
- ④ どうしても理解を得られない場合は、この手引きの裏表紙「連絡先」に連絡して状況を説明し、保健所からの指示を受けます。

#### 【不在世帯か空き室か不明な場合】

適宜、管理員等に空き室状況の情報提供を依頼します。

#### 【オートロックマンションの対応】

「オートロックマンション」とは、建物の出入口のドアが、その建物の居住者にしか開けることができないようになっている共同住宅をいいます。

調査区内にこのようなマンションがあった場合は、次のように調査を行います。

○建物の出入口（共用玄関）に設置されたインターホンにより各世帯の人と連絡

をとった上で、共用玄関を開けてもらい、中に入って各戸（居住者）を訪問します。

● オートロックマンションに関する注意事項 ●

- ①ここで示したオートロックマンションの対応は一般的なシステムを基にしていますので、必ずしもすべてのオートロックマンションにあてはまるとは限りません。
- ②マンション内の世帯を続けて訪問する場合でも、例えば1フロアごとにまとめて連絡をとるなど、必ず共有玄関で各世帯に連絡をとります。これはオートロックマンションにおける一般的なマナーとなっていますので、面倒でも守るようにします。
- ③インターホンは、いろいろなものがありますので、必ず実物を見て確認します。使い方がわからない、あるいは、使い方が示されていない場合には、管理組合の代表者や管理員等に聞いて確認します。

## (5)調査票の内容に関して、調査員のかたが対応できない質問があったときの対応

具体的な質問内容をお聞きいただき、調査員のかたから直接、あるいは各保健所の担当者のかたを通じて国立社会保障・人口問題研究所までご連絡いただくようお願いいたします。調査対象者ご本人から、直接、研究所宛てにご連絡いただいてもかまいません。このときの問い合わせ先は以下の通りです。

●国立社会保障・人口問題研究所

調査内容に関するお問合せ用メールアドレス [nfs16info@ipss.go.jp](mailto:nfs16info@ipss.go.jp)

電話 03-3595-2984（平日10～17時）

なお、調査対象者向けの調査ご説明ページも開設されています。こちらでも調査の概要、調査のしくみ、個人情報保護、調査の成果、よくある質問、問い合わせ先が掲載されていますので、調査対象者のかたに適宜お知らせください。

調査対象者向けホームページのアドレス（URL）

<http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/nfs16info/index.asp>

## (6) プライバシーの保護について

回答者のプライバシーを保護するため、調査対象者には調査票記入後、ご本人が調査票を所定の回収用封筒に入れ密封するよう依頼してください。回収された封筒は、密封のまま直接、国立社会保障・人口問題研究所へ送られ、途中で開封されることは決してありません。また、ご記入いただいた内容は同研究所において、すべて統計的に処理され、調査結果の公表は統計数字の形をとりますので、一人一人の回答が他に漏れることは一切ありません。

なお、回答者のプライバシー保護に対する心情に配慮し、調査員記入欄にある「都道府県名」「保健所名」「地域コード」以外の個人を特定するような情報（対象者の名前や住所等）は、調査票・回収用封筒、郵送回収用封筒、調査関係資料配布用封筒に記入しないようお願いいたします。

### Ⅲ 参考資料

#### 参考1 単位区別世帯名簿の調査対象外、調査(回収)不能の理由一覧

調査対象外	<p>調査票等の配布の際に、名簿に記載されている世帯が以下の理由により、調査対象外であることが判明した場合</p> <p>① 転居 ② 長期不在 } 世帯主氏名欄に二重抹消線を引く</p> <p>おおむね3ヶ月以上の長期出張、出張、長期旅行等や、死亡、行方不明、事務所、店舗、別荘、空き家(空き室)等</p> <p>③ 調査重複 厚生労働省が実施する「21世紀出生児縦断調査」「21世紀成年者縦断調査」の対象者である(出生時縦断調査(平成13年出生児)は、平成29年(2017)年から文部科学省と共管)</p> <p>④ 夫のみ 調査実施の全期間にわたり、妻が不在で夫だけが対象世帯に住んでおり、妻本人が調査票に回答できない場合</p>
調査(回収)不能	<p>⑤ 一時不在 おおむね3ヶ月未満の出張・旅行中、入院のため不在、親類の家に行っていて不在等</p> <p>⑥ 面接不能 世帯の方が不在のため会えない、留守、居留守等</p> <p>⑦ 回収不能 世帯の方が不在のため回収できない</p> <p>⑧ 外国人のため調査不能 外国人のため言葉が通じない、質問の意味が理解できない、日本語が読めない等</p> <p>⑨ 拒否</p> <p>⑩ 郵送提出を希望</p> <p>⑪ その他 ⑤～⑩以外で調査不能の場合(備考欄にその状況をなるべく具体的に記入してください)</p>

## 参考2 学校の分類

### 1. 中学校（※小学校もここに含めます。）

- ・中学校
- ・小学校
- ・中等教育学校の前期課程
- ・義務教育学校
- ・国民学校の初等科・高等科
- ・尋常小学校
- ・高等小学校
- ・中卒後専修学校や専門学校に行っているが、卒業年齢が18歳未満または卒業年齢不詳
- ・特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・初等部・中学部
- ・通信講習所普通科
- ・青年学校普通科
- ・実業補習学校
- ・高校中退

### 2. 高校（※共学か別学かは回答者ご本人の判断に任せてください。）

- ・新制の高等学校
- ・中等教育学校の後期課程
- ・特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部
- ・通信制・定時制高校
- ・准看護師（婦）養成所
- ・旧制の中学校・高等女学校・実業学校
- ・青年学校本科
- ・陸海軍工員養成所
- ・師範学校予科または師範学校一部（3年修了のもの）
- ・鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生）
- ・通信講習所高等科
- ・あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（4新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの）
- ・陸軍幼年学校
- ・海軍甲種・乙種飛行予科練習生
- ・保育士（保母）養成所（旧制中卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
- ・専検（専門学校入学者検定試験）・実検（実業学校卒業程度検定試験）・高検（高等学校高等科入学資格試験）・大検（大学入学資格検定）・高認（高等学校卒業程度認定試験）合格者
- ・専修学校高等課程・各種学校（中卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの）
- ・海員学校・海上技術学校
- ・大学中退

### 3. 専修・専門学校（高卒後）

- ・専修学校（高卒を入学資格とする専門課程）
- ・専門学校・各種学校（高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
- ・看護師（婦）養成所・看護学校・看護専門学校
- ・保健師（婦）養成学校
- ・あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
- ・助産師（婦）養成所
- ・保育士（保母）養成所（新制高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）
- ・都道府県立農業講習所・農業大学校
- ・歯科技工士学校

#### 4. 短大・高専

- ・短期大学
- ・高等専門学校(新制)
- ・旧制の高等学校・大学予科・専門学校・高等師範学校
- ・師範学校本科
- ・高等通信講習所本科
- ・陸軍士官学校
- ・海軍兵学校
- ・水産講習所本科(昭和27年までの卒業生)
- ・短期大学の夜間課程・通信課程
- ・青年学校教員養成所
- ・図書館職員養成所
- ・職業能力開発大学校(専門課程)
- ・職業能力開発短期大学校

#### 5. 大学(※共学か女子大学かは回答者ご本人の判断にらせてください。)

- ・大学
- ・水産大学校
- ・防衛大学校
- ・防衛医科大学校
- ・海上保安大学校本科
- ・航空大学校(昭和45年までの卒業生と平成元年11月からの卒業生・現在在学中の者)
- ・気象大学校
- ・職業能力開発総合大学校
- ・職業能力開発大学校(応用課程)
- ・国立看護大学校
- ・放送大学(全科履修生のみ)
- ・国立工業教員養成所
- ・専門学校・各種学校(大卒後)
- ・海外の大学への留学
- ・大学専攻科
- ・大学の夜間課程・夜間部・通信課程

#### 6. 大学院

- ・大学院(修士課程、博士課程)
- ・法科大学院
- ・ビジネススクール(経営学修士(MBA)・博士(DBA)の取得を目的としたもの)

### 参考3 「おつとめの状況」の各選択肢についての具体的な内容

おつとめの状況の区分	具体的な内容
1. 正規の職員	会社・団体・官公庁・個人商店などに、雇用期間の定めなく雇われている人。
2. パート・アルバイト	会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている者のうち、勤め先で「パート」または「アルバイト」と呼ばれている人。
3. 派遣・嘱託・契約社員	会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人のうち、勤め先に直接雇用されておらず、人材派遣会社から給与を受けて派遣先に役務を提供している人(派遣社員)や、嘱託社員として勤め先と契約している人(嘱託社員)、また、専門的職種に従事することを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間に定めのある人(契約社員)。
4. 自営業主・家族従業者・内職	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主、開業医・弁護士・著述家・行商従業者(自営業主)、農家や個人商店などで農仕事や店の仕事などを手伝っている家族(家族従業者)、委託を受けて在宅で仕事を行い収入を得ている人(内職)。在宅ワーカー、SOHO など個人事業主、個人請負、販売目的の物品・サービスを在宅で自主製作している人もここに含みます。
5. 無職・家事	収入をとまなう仕事をもっていない人。
6. 学生	学校や通信教育課程に在籍している人で、ふだん通学がおもな人。

## 参考4 年齢早見表

満年齢	生まれた年	西暦	満年齢	生まれた年	西暦	満年齢	生まれた年	西暦	
118	明治 36 年	1903	80	昭和 16 年	1941	40	昭和 56 年	1981	
117	37	1904	79	17	1942	39	57	1982	
116	38	1905	78	18	1943	38	58	1983	
115	39	1906	77	19	1944	37	59	1984	
114	40	1907	76	20	1945	36	60	1985	
113	41	1908	75	21	1946	35	61	1986	
112	42	1909	74	22	1947	34	62	1987	
111	43	1910	73	23	1948	33	63	1988	
110	44	1911	72	24	1949	32	64	1989	
109	大正 元 年	1912	71	25	1950	平成 元 年	2	1990	
108		2	1913	70	26		1951	3	1991
107	3	1914	69	27	1952	29	4	1992	
106	4	1915	68	28	1953	28	5	1993	
105	5	1916	67	29	1954	27	6	1994	
104	6	1917	66	30	1955	26	7	1995	
103	7	1918	65	31	1956	25	8	1996	
102	8	1919	64	32	1957	24	9	1997	
101	9	1920	63	33	1958	23	10	1998	
100	10	1921	62	34	1959	22	11	1999	
99	11	1922	61	35	1960	21	12	2000	
98	12	1923	60	36	1961	20	13	2001	
97	13	1924	59	37	1962	19	14	2002	
96	14	1925	58	38	1963	18	15	2003	
95	昭和 元 年	1926	57	39	1964	17	16	2004	
94		2	1927	56	40	1965	16	17	2005
93	3	1928	55	41	1966	15	18	2006	
92	4	1929	54	42	1967	14	19	2007	
91	5	1930	53	43	1968	13	20	2008	
90	6	1931	52	44	1969	12	21	2009	
89	7	1932	51	45	1970	11	22	2010	
88	8	1933	50	46	1971	10	23	2011	
87	9	1934	49	47	1972	9	24	2012	
86	10	1935	48	48	1973	8	25	2013	
85	11	1936	47	49	1974	7	26	2014	
84	12	1937	46	50	1975	6	27	2015	
83	13	1938	45	51	1976	5	28	2016	
82	14	1939	44	52	1977	4	29	2017	
81	15	1940	43	53	1978	3	30	2018	
			42	54	1979	2	令和 元 年	31	2019
			41	55	1980	1		2	2020
						0		3	2021

誕生日が7月1日以降の人の満年齢は、この早見表の「満年齢」から1を引いたものです。

## 参考5 質問があった場合の応接の例

### 忙しい（面倒な）ので、調査票を書いている暇はない

\*お忙しいところおそれいます。

\*調査票への記入方法は該当する番号に○をつけていただくものが多く、見かけよりも簡単で時間もそれほどかかりませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

\*記入していただいて、どうしても分からないところがありましたら、調査票の回収に伺ったときに、その場で質問していただいても結構です。

### 調査票が課税の資料に使われるのではないか

\*そのようなことは絶対にありません。

\*調査票に書いていただいた事柄は、お配りした「ご協力のお願い」にも書いてありますように、統計をつくるためだけに使われるもので、これが課税の資料など、統計以外の目的で使われることは決してありません。統計以外の目的に使うことは、法律でも固く禁じられております。

\*出生動向基本調査は、わたくしどもと皆様との信頼関係の上で成り立っています。もし、皆様との約束を守らなければ、これからの調査には協力していただけなくなり、正確な統計資料をつくることができなくなってしまいます。

### わたしのところが調査の対象になったのはどういうわけか

\*ご存じのとおり、現在、我が国の世帯数は約5,000万世帯、また、人口は1億人をはるかに超えております。したがって、これらの世帯・人口のすべてについて調査をお願いするとしますと、膨大な経費・人員・日時がかかります。

こうしたことから、出生動向基本調査では、一部の世帯について調査を行い、その結果から全体の状況を推定する方法で実施することにしております。

\*具体的には、国民生活基礎調査にご協力いただいた地域の中から無作為に選ばれた地域にお住まいの世帯の方々にご回答をお願いしています。今回は皆さまがお住まいの地域が調査の対象に選ばれました。ご面倒をおかけしますが、大変重要な調査ですので、よろしくご協力をお願いいたします。

### 調査の結果は行政に利用されているのか

\*行政サービスには、公営住宅を建てたり、道路をつくったり、橋をかけたりというように目に見える直接的なものがありますが、統計調査は、いったん国民の

皆様のご協力を得てからサービスに生かしていく間接的なものであります。

\*この調査は、わが国の結婚・出産の実態と背景を調べる唯一の公的全国調査です。今日の日本では少子化が進行し、これにともなう人口減少と高齢化、そして人々の生き方の変化は、今後の日本社会に大きな影響を与えるものです。この少子化の現状を把握し原因を解明することは、本調査の大切なテーマです。

\*過去に行われた出生動向基本調査の結果は、子育て支援策、ワークライフバランスなど労働政策、男女共同参画政策、地方創生政策等の幅広い分野において、国の審議会の資料や各種白書で利用され、それらの諸施策の政策目標データとしても活用されています。また、本調査のデータは、日本の将来人口推計において、出生率の将来見通しを設定する際の基礎資料となっています。

\*どうぞこれらの点をご理解いただいて、調査へのご協力をお願いいたします。

\*なお、調査の結果および国立社会保障・人口問題研究所の紹介は、ホームページ (<http://www.ipss.go.jp>) においても行っております。

## 参考6 調査活用事例

○調査結果の公表時や、結婚・出産・子育てにかかわるテーマを扱う際、テレビ、雑誌、新聞など様々なマスコミ媒体でデータが広く活用されています。

○国や都道府県、地方自治体の将来人口推計における出生率仮定設定に利用されています。

○男女共同参画基本計画、少子化社会対策大綱、仕事と生活の調和推進のための行動指針、まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策目標の評価データとして利用されています。

○厚生労働白書、少子化社会対策白書、男女共同参画白書などの政府刊行物や、各種審議会・検討会などにおいて、少子化の現状や課題を示す資料として幅広く活用されています。

# 訪問予定メモ

地区番号

単位区番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

世帯番号		最終状況		完了日	世帯番号		最終状況		完了日
15		<input checked="" type="checkbox"/> 回収済 <input type="checkbox"/> 郵送切替 <input type="checkbox"/> 調査不能 <input type="checkbox"/> 調査対象外 <input type="checkbox"/> その他( )		6/5			<input type="checkbox"/> 回収済 <input type="checkbox"/> 郵送切替 <input type="checkbox"/> 調査不能 <input type="checkbox"/> 調査対象外 <input type="checkbox"/> その他( )		/
1	5/3	13:30	<input type="checkbox"/> 手渡し <input checked="" type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		1	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
2	5/25	14:00	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input checked="" type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		2	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
3	5/27		<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input checked="" type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		3	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
4	5/30	16:00	<input checked="" type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		4	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
5	6/5	15:25	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input checked="" type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		5	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
6	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		6	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
世帯番号		最終状況		完了日	世帯番号		最終状況		完了日
		<input type="checkbox"/> 回収済 <input type="checkbox"/> 郵送切替 <input type="checkbox"/> 調査不能 <input type="checkbox"/> 調査対象外 <input type="checkbox"/> その他( )		/			<input type="checkbox"/> 回収済 <input type="checkbox"/> 郵送切替 <input type="checkbox"/> 調査不能 <input type="checkbox"/> 調査対象外 <input type="checkbox"/> その他( )		/
1	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		1	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
2	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		2	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
3	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		3	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
4	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		4	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
5	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		5	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
6	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		6	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
世帯番号		最終状況		完了日	世帯番号		最終状況		完了日
		<input type="checkbox"/> 回収済 <input type="checkbox"/> 郵送切替 <input type="checkbox"/> 調査不能 <input type="checkbox"/> 調査対象外 <input type="checkbox"/> その他( )		/			<input type="checkbox"/> 回収済 <input type="checkbox"/> 郵送切替 <input type="checkbox"/> 調査不能 <input type="checkbox"/> 調査対象外 <input type="checkbox"/> その他( )		/
1	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		1	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
2	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		2	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
3	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		3	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
4	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		4	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
5	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		5	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	
6	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )		6	/	:	<input type="checkbox"/> 手渡し <input type="checkbox"/> 投函 <input type="checkbox"/> 面接不能 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> その他( )	

記入例

調査関係書類の保健所への提出期限

- 単位区別世帯名簿 ..... 月 日 ( )
- 回収した調査票 ..... 月 日 ( )

事故などのため日程どおりに調査を完了できない場合や、調査に当たって解決できない問題がおきた場合は、下の「連絡先」に連絡してください。

連絡先

電 話 ( ) 番 (内線 )

あなたの受持ちの調査区番号

--	--	--	--	--

# 結婚と出産に関する全国調査 ＜第16回出生動向基本調査＞

## 調査ご協力をお願い ～2021(令和3)年6月30日現在の事実を調査します～

- ▶ 本調査は、厚生労働省実施の「国民生活基礎調査」の後続調査です。厚生労働省の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所が実施しています。
- ▶ 6月30日時点で、以下の条件に当てはまるかたが調査対象です。  
18～55歳未満の独身男女のかた（昭和41(1966)年7月生まれ～平成15(2003)年6月生まれ）  
55歳未満の結婚している女性のかた（昭和41(1966)年7月生まれ以降）  
※これに当てはまるかたがない場合は、ご回答いただく必要はありません。
- ▶ 次ページ以降に掲載している調査の目的などをご理解いただき、調査票へのご記入をお願いします。
- ▶ 調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られます。調査データは、統計法に基づいて統計を作るためだけに用いられ、その他の目的に使うことはありません。

※ 調査の結果は、政府が行う各種施策の基礎資料として、幅広く活用されています。

※ 詳しくは、国立社会保障・人口問題研究所ホームページまたは厚生労働省ホームページに情報を掲載していますので、ご参照ください。

● 対象者向けホームページ

<http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/nfs16info/index.asp>

● 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/118-1.html>



## 調査票の配布と回収のため、 調査員が皆様のお宅にうかがいます。

調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査活動に当たっています。

記入方法など、ご不明な点がございましたら、調査員におたずねいただくか、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

▼ この調査に関するお問い合わせは、以下までお願いします。

【調査票の不足・提出等、調査実施に関するお問合せ】

【調査票の内容に関するお問合せ】

国立社会保障・人口問題研究所  
東京都千代田区内幸町2-2-3  
日比谷国際ビル6階

メール [nfs16info@ipss.go.jp](mailto:nfs16info@ipss.go.jp)

電話 03-3595-2984（平日10～17時）

## 「結婚と出産に関する全国調査」の概要

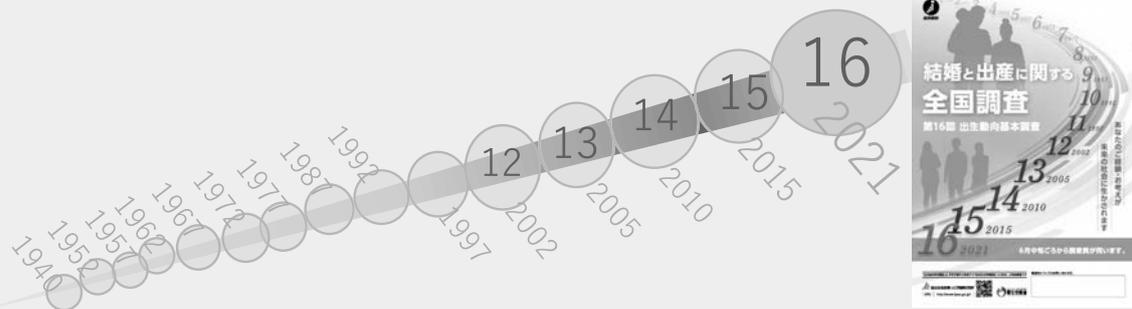
本調査は、わが国における結婚、出産、子育て等の現状と課題を調べるために、定期的実施されている全国標本調査です。戦前の1940（昭和15）年に第1回調査を行い、戦後はほぼ5年ごとに実施してきました。今回は第16回目の調査に当たります。

近年わが国では、家族のあり方や個人の生き方の変化を背景に、出生率が低下し、「少子化」として社会問題となっています。こうした傾向が今後も続けば、人口減少や人口高齢化が著しく進むなど、わが国の社会、経済への影響は計り知れないものがあります。

国立社会保障・人口問題研究所では、かねてよりこうした出生力変動の要因と背景を解明する努力を続けてまいりました。本調査は、日本の人々の結婚の過程ならびに夫婦の子どもを生み方、育て方などに関する科学的データをもたらすもので、とくに夫婦の出生力については、全国的動向とその背景を把握するわが国で唯一の調査です。

今回の調査結果は、統計の形で報告書や研究資料としてまとめられ、政府や自治体の政策立案等の基礎データとして用いられます。また、本調査データは、国立社会保障・人口問題研究所が定期的に公表している公的な将来推計人口（全国、地域）および世帯数将来推計（全国、地域）にも用いられ、これらの推計は、行政をはじめとした広範な分野において重要な役割を果たしております。

このように、本調査は、人口減少あるいは少子高齢化が進むこれからの日本社会のあり方や施策を考える上で、たいへん重要な調査と位置づけられております。何とぞご協力をいただけますよう、切にお願い申し上げます。



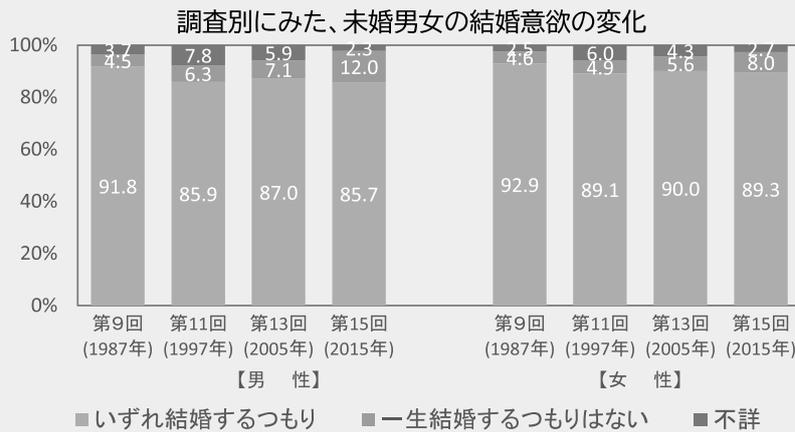
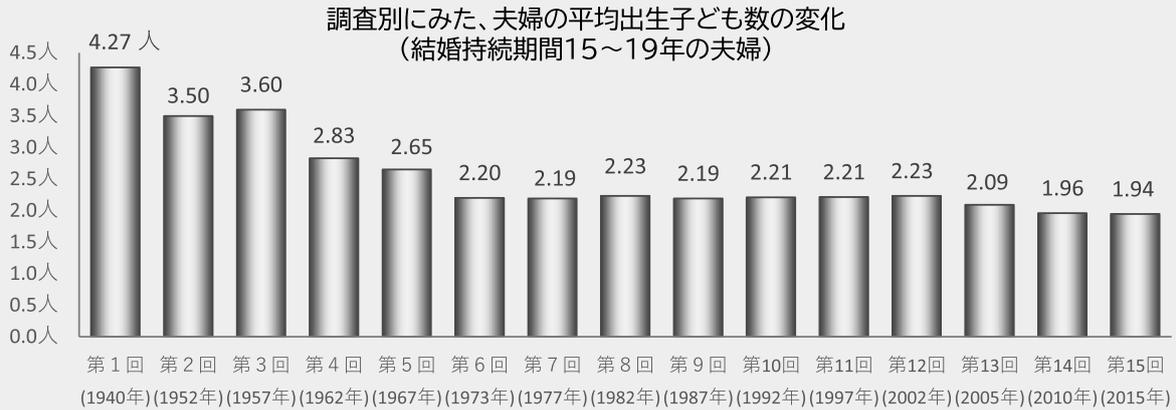
### 個人情報保護を徹底しています

- 本調査は、統計法の規定により、個人情報は厳重に保護されます。
- 調査票の回答は厳しく秘密が守られ、統計を作るためだけに用いられます。その他の目的に用いることは、統計法で禁止されています。

詳しくは、調査ホームページ（URLは表紙に記載）もご覧ください。

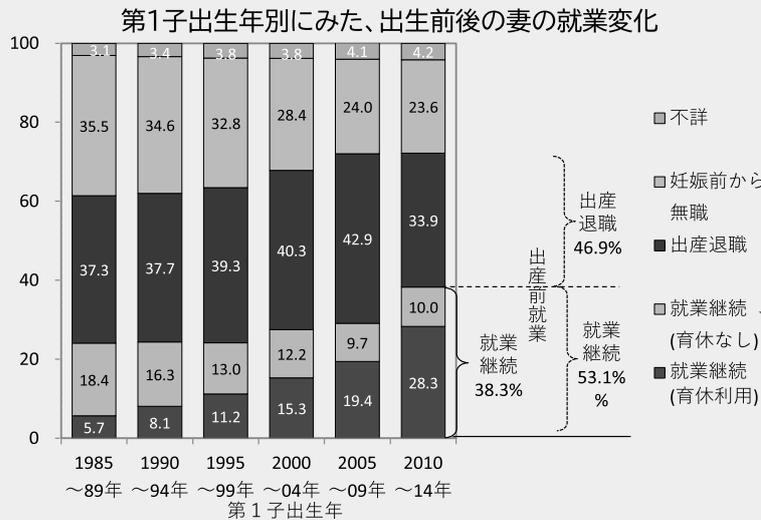
# 「結婚と出産に関する全国調査」の結果と活用

これまでの調査で、例えば下のような統計が得られています。これらの情報は、少子化社会対策大綱等における政策目標の評価に利用されたり、厚生労働白書等の政府刊行物や、政府や地方自治体の各種審議会等において少子化の現状や課題を示す資料として幅広く活用されたりしています。



結婚した夫婦の最終的な平均出生子ども数は、1970年代から長く安定していましたが、2000年代以降、低下傾向にあります。

未婚者の結婚意欲は、男女とも高い水準にあります。しかし、2015年の調査では、結婚するつもりはないという回答が、特に男性で少し増加しました。



第1子出生前後に働いている妻の割合は、2010～14年に大きく上昇しました。とくに、育児休業制度を利用して働き続ける妻が増えています。

# 「結婚と出産に関する全国調査」について、よくあるご質問

## Q1 どうして私の世帯が調査対象になったのですか？

- A 本来は、すべての世帯に調査を実施するのが望ましいのですが、そうした場合、膨大な費用と人手がかかります。そこで、本調査では、一部の世帯について調査を行い、その結果から全体の状況を推定する方法で実施することになっています。
- 具体的には、令和3年国民生活基礎調査が行われた調査区の中から1,000地区を無作為に選び、その地域にお住まいの方々にご回答をお願いしています。今回は、皆さまがお住まいの地域が調査対象に選ばれました。ご面倒をおかけしますが、大変重要な調査ですので、ご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

## Q2 提出した調査票が課税などの資料に使われることはないですか？

- A そのようなことは絶対にありません。
- 調査票に回答していただいた内容は、統計を作るためだけに使われるもので、これが課税の資料など、統計以外の目的で使われることは「統計法」において固く禁じられております。

## Q3 生年月や学歴などを書いたら、誰だかわかってしまいませんか？

- A 記入された調査票は、密封され当研究所に届くまで開封は禁じられております。調査に用いた世帯名簿は、国立社会保障・人口問題研究所内で厳重に管理され、調査終了後速やかに内容が漏れない形で処分されます。
- 調査票は、世帯名簿とは別に、調査地区番号だけで管理されますので、個人を特定することはできません。また、回答結果を統計作成以外に使用することは「統計法」で禁じられ、結果の公表の際も、回答はすべて統計的に処理されますので、個人を特定することはできません。

## Q4 調査結果は、いつ頃どこでわかるのですか？

- A 2022年夏ごろに調査結果の速報が公表され、最終的な集計結果は2023年夏ごろ公表する予定です。集計結果については、国立社会保障・人口問題研究所のホームページや、政府統計ポータルサイトe-Statに掲載されます。また、速報公表時は、例年、新聞各紙やテレビのニュースでも取り上げられています。

## Q5 調査に答えなくてもいいですか？

- A この調査は、統計理論に基づいて対象者に選ばれた皆さまに回答していただくことによって、結婚と出産に関する意識や実態について、日本全国の様子が正しく推測できるように設計されています。回答は任意ですが、本調査の趣旨と重要性をご理解いただき、皆さまのお考えを正しく結果に反映するために、ぜひとも、ご協力をお願いいたします。